

先進医療とは

厚生労働省が、医療行為として未だ保険診療に至らない先進的な医療技術について、安全性、有効性等を確保するために、保険技術毎にスタッフ、実績、医療安全等の定められた基準を満たす医療機関に対して、保険診療との併用を認める制度

○平成27年10月1日で107種

県内では、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」(千野眼科外4診療所)、「実物大臓器立体モデルによる手術支援」(市立甲府病院)、「硬膜外自家血注入療法」(山梨大学医学部附属病院)、「術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん」(山梨大学医学部附属病院)を実施

○「先進医療に係る費用」については全額自己負担

1. 「先進医療に係る費用」は、患者が全額自己負担。「先進医療に係る費用」は、医療の種類や病院によって異なる。
2. 「先進医療に係る費用」以外の、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、一般の保険診療と同様に扱われる。したがって、一般保険診療と共通する部分は、各健康保険制度における一部負担金を支払うこととなる。

[例] 総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース [厚生労働省HPから一部抜粋]

1. 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担
2. 通常の治療と共通する部分(診察、検査、投薬、入院料*)は、保険として給付される部分

保険給付分* = 80万円(10割)

7割にあたる56万円が各健康保険制度から給付
3割にあたる24万円が患者の一部負担

